

第83回定例研究会 1月18日(金) 於:県評会議室

## 企業が構築する(新)派遣法への対応策 ～ 静岡銀行グループを例とする～

報告者: 鍋田 敏子 氏(金融労連)

### 労働者派遣法改正の概要

グループ企業内派遣の規制(8割規制)

離職後1年以内の労働者派遣の禁止

有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置

均等対偶の確保

マージン率等の情報提供

### 静岡銀行グループを例とする

#### 1. 静銀総合サービス

(株主 静岡銀行 100%)

(従業員数 1,162名(H24/3))

#### 第51回浜松支所所員会議

1月24日(木): 西部地区労連

### 「今、学校は、教職員の実態は？」

報告者: 上久保 広信 氏

(静岡県西部教職員組合)

今、中学校の現場では、「学級づくり」が死語となっています。担任の裁量が減っていて、忙しすぎる状態です。月の時間外労働が80時間を越える人は、全体の6割にも及びます。部活が割り当てられ、部活が終わったあと、授業の準備等を行います。

教師の生きがいは「生徒が変わる喜び」だと思いますが、そういう生きがいを持ちにくくなっています。精神疾患が増え、特に50代男性と20代の教師が多いです。荒れている学校が増え、地域の生活環境が変化し、保護者や生徒が従来と変わってきています。

また管理職から声をかけられると、ビクビクするという声もあります。学校の中で、本音を言えない雰囲気があります。教師が生き生きと教育活動ができる環境が求められます。

グループ企業内派遣の8割規制に対応し、労働者派遣業務の取扱を止め、派遣ビジネススタッフ(パート)を静岡銀行グループ各社の直採用にした。契約期間は従来の登録型派遣6ヶ月から直雇用1年に変更になった。また、時給は50円引き上げとなったが、職務変更として、これまで派遣では制約されていた「他業務の補助」の項目が追加された。春闘アンケートに寄せられた声では、「時給以上のことを求められる場面が多くなってきている。パートに求める前に正社員が努力してください」などがあった。

#### 2. 静銀ビジネスクリエイト

(株主 静岡銀行 100%)

(従業員数 1,212名(H24/4))

会社はグループ内規制8割にかからないとして、問題なしとしている。しかし実態はグループ外の派遣はほとんどない。数年前は100人規模で新入社員を採用し派遣してきたが、H24、25年度は新入社員16名に終わっている。



### 【今後の日程】

#### 就労相談交流会

2月9日(土) 13:00～ 於: 県評会議室

#### 第84回定例研究会

2月15日(金) 18:30～ 於: 県評会議室

#### 第52回浜松支所所員会議

2月21日(木) 18:30～ 於: 西部地区労連

\* 連絡先: 〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル 7F  
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>